

特別定額給付金に関するよくあるご質問

更新日：令和2年5月25日

Q 1 対象になるのは誰ですか。

- 令和2年4月27日（基準日）において、秦野市の住民基本台帳に記録されている方です。

Q 2 給付金を受け取るのは、誰ですか。

- 受給権者は、その方の属する世帯の世帯主になります。

Q 3 令和2年4月27日（基準日）に生まれた子供は給付対象者となりますか。

- 給付対象者となります。4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。

Q 4 - 1 令和2年4月27日（基準日）以降に亡くなった人は、給付対象者となりますか。

- 令和2年4月27日（基準日）以降に亡くなられた人についても、給付対象者となります。令和2年4月27日（基準日）より前に亡くなられた場合は給付対象になりません。

Q 4 - 2 令和2年4月27日（基準日）以降に世帯主（受給権者）が亡くなった場合はどうなりますか。

- 世帯主が、4月27日（基準日）以降に申請を行わずに亡くなった場合、同世帯に他の世帯員がいる場合には、原則として、その世帯員のうち新たに世帯主となった方が申請し、給付を受けます。

しかし、単身世帯の場合、世帯主が亡くなると新たに世帯主となることができる世帯員がいないため、申請することができず、給付を受けることができません。

Q 5 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付金の対象者とならないのでしょうか。

- 収入による条件はありません。年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護者であることに関わらず、支給対象となります。

Q 6 外国籍の方でも受け取れますか。

- 令和2年4月27日（基準日）において、住民基本台帳に記録されている方であれば、給付対象者となります。なお、短期滞在者などは住民基本台帳に記録されていないため、対象となりません。

Q 7 申請ができるのはいつからですか。

- オンラインによる申請については、5月11日（月）から申請をお受けする予定です。
郵送での申請は5月中旬頃（申請書発送が18日）を予定しております。

Q 8 郵送による申請方法を教えてください。

- 郵送による申請については、世帯主宛に市役所からあらかじめ世帯員の情報を印刷した申請書を送付いたしますので、必要書類（申請書、本人確認書類のコピー（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証及び年金手帳等の写し等）、通帳やキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号、口座名義人のわかるもの））を返送用封筒でお送りいただくよう、お願いいたします。

Q 9 オンライン申請の方法を教えてください。

- マイナンバーカードがある場合はオンライン申請が可能です。オンライン申請については、お手元に必要なもの（世帯主のマイナンバーカード、マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC＋ICカードリーダー）、マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号（英数字6～16桁）、通帳やキャッシュカード（金融機関名、口座番号、口座名義人のわかるもの））をご用意し、マイナポータル (<https://myna.go.jp/>) へアクセスのうえ、画面の指示に従い、オンライン申請をしていただくよう、お願いいたします。

Q10 申請書には、振込口座の情報を確認できる通帳やキャッシュカード等のコピーを付ける必要がありますが、なぜ必要なのでしょう。

- 特別定額給付金を受け取っていただく振込先口座の確認のため、通帳等の写しの提出をお願いしています。通帳やキャッシュカードの指定の箇所に、「振込先の金融機関名」「支店番号」「預金種別（普通・当座等）」「口座番号」「口座名義人（カナ）」以外の情報（印影、クレジット機能付キャッシュカードのクレジット番号等）が記載されている場合は、コピーのそれらの部分を黒く塗りつぶしていただいてもかまいません。迅速で誤りのない給付を行うために、ご協力をお願いいたします。

Q11 マイナンバーカードがないと申請できませんか。

- マイナンバーカードがなくても郵送による申請ができます。

Q12 給付されるのはいつですか。どのように受け取れますか。

- 5月下旬からの給付を予定しています。
原則として、世帯主名義の銀行口座への振込みとなります。

Q13 身体に障害等があり、自分では申請できません。どうしたらいいのでしょうか。

- 郵送による申請の場合、申請する世帯の世帯主（受給権者）からの委任があれば、①～③の方が代理人として申請できます。
 - ①令和2年4月27日（基準日）時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者
 - ②法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など）
 - ③親族その他平素から申請（受給）対象者の身のまわりの世話をしている方

Q14 住民登録は家ですが、施設入所している場合どうすれば良いですか。

- 住民登録されている家に送付されますので、日本郵便株式会社の転送サービスをご利用ください。
また、申請書を受け取らなくても、マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン申請が可能です。
郵送による申請をご希望され、日本郵便株式会社の転送サービスのご利用が困難な場合は、希望されるお届け先を職員へお伝えください。

Q15 今後どのように市民へ情報が伝えられますか。

- 市役所から申請書を全世帯にお送りします。
そのほか、市のホームページや広報でも、お知らせします。

Q16 特別定額給付金は、課税対象となりますか。

- 特別定額給付金は、法律により非課税になりますので、課税されません。